



厚生労働省北海道労働局発表
令和3年6月24日

担当

厚生労働省北海道労働局
雇用環境・均等部指導課
長 佐藤 浩一
雇用環境改善・均等推進指導官 瀬口 哲生
代表電話 011(709)2311 (内線 3577)
直通電話 011(709)2715

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業が決定しました 《特定非営利活動法人ワークフェア》

北海道労働局（局長 うえだくに上田国土）は、令和3年6月1日、特定非営利活動法人ワークフェアを女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しました。

この認定は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等一定の要件を満たした場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度で、評価基準に応じて3段階に分かれており、特定非営利活動法人ワークフェアは評価基準を全て満たした「3段階目」の認定となります。

えるぼし認定企業＜3段階目＞

特定非営利活動法人ワークフェア

代表理事 柳谷 君予
従業員数 48名（うち女性30名）
北見市 福祉



女性活躍の状況（評価基準）

- ・採用：直近3事業年度において、採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が男性（2.0）より女性（1.2）の方が低くなっている
- ・継続就業：女性の平均勤続年数の比率が男性の2.80倍と評価項目基準（0.7）を上回る
- ・労働時間等の働き方：労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の1人あたりの平均が、直近の事業年度の各月ごとで、全て45時間未満である
- ・管理職比率：管理職に占める女性の割合が100%と産業平均値（42.2%）を上回る
- ・多様なキャリアコース：直近3事業年度において、おおむね30歳以上の女性の正社員を2人採用している

〈添付資料〉

- ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定について
- ・北海道における女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業一覧（令和3年6月1日現在）
道政記者クラブ・経済記者クラブ同時提供